

令和8年度 富山県ツキノワグマ出没警報(第4報)

今年度は県内各地でツキノワグマの出没が継続して確認されており、7月30日現在で222件となり、昨年7月末の161件を大きく上回っています。

特に、7月になってからは、

①出没件数66件のうち、市街地や集落、農地など人の生活圏での出没が50件で、全体の約7割を占めていること

②昨年7月と比較して、市街地での出没が多いこと（別紙参照）

など、クマとの遭遇リスクが高まっており、十分な注意が必要な状況となっています。

このため、県では、7月31日（金）までとしていたツキノワグマ出没警報の期間について、8月31日（月）まで延長することとします。

県民の皆様には、クマによる人身被害防止のため、下記のとおり、十分な注意・警戒をお願いします。

1 クマの目撃や痕跡を発見した場合は、速やかに最寄りの市町村や警察署へお知らせください。

クマの足跡や爪痕、糞を発見した場合は、速やかに最寄りの市町村や警察署に連絡してください。出没情報の速やかな共有は、人身被害防止に極めて重要な対策となりますので、ご協力をお願いします。

2 クマの出没情報を確認し、出没が確認された場合は、できるだけ近づかないでください。

外出される場合は、県ホームページで公表している①クマ出没情報地図「クマっぷ」や、②県警察公式アプリ「とやまポリス」等を活用し、外出先のクマ出没状況を確認し、できるだけ近づかないでください。

①<https://www.pref.toyama.jp/1709/kurashi/kankyoushizen/shizen/yaseiseibutsu/kumap.html>

②<https://police.pref.toyama.jp/6100/toyamapolice/20250304.html>

3 住宅街であっても油断しないでください。

クマが生息する山林から距離のある住宅街においても出没が相次いで確認されており、市街地におけるクマとの遭遇リスクが高まっています。河川敷や用水路周辺を含め、周囲の状況を確認するなど、厳重な注意と対策が必要です。

4 移動時はクマ対策の徹底をお願いします。

クマとの遭遇防止のため、出没のあった地域においては、移動の際はできるだけ車両を利用する、徒歩で行動する場合は周囲に注意し見通しの悪い場所を避ける、など十分な対策を講じてください。

5 山里にある藪や、河川敷などの草の刈払いを地域ぐるみで協力して進めてください。

クマは、林縁部（森林と草地・農地・道路・住宅地などが接する境界部分）の藪や河川敷の草むらに隠れて移動し、集落周辺に出没しますので、移動ルートを分断して集落に近寄せないようにしましょう。出没の際も発見しやすくなります。

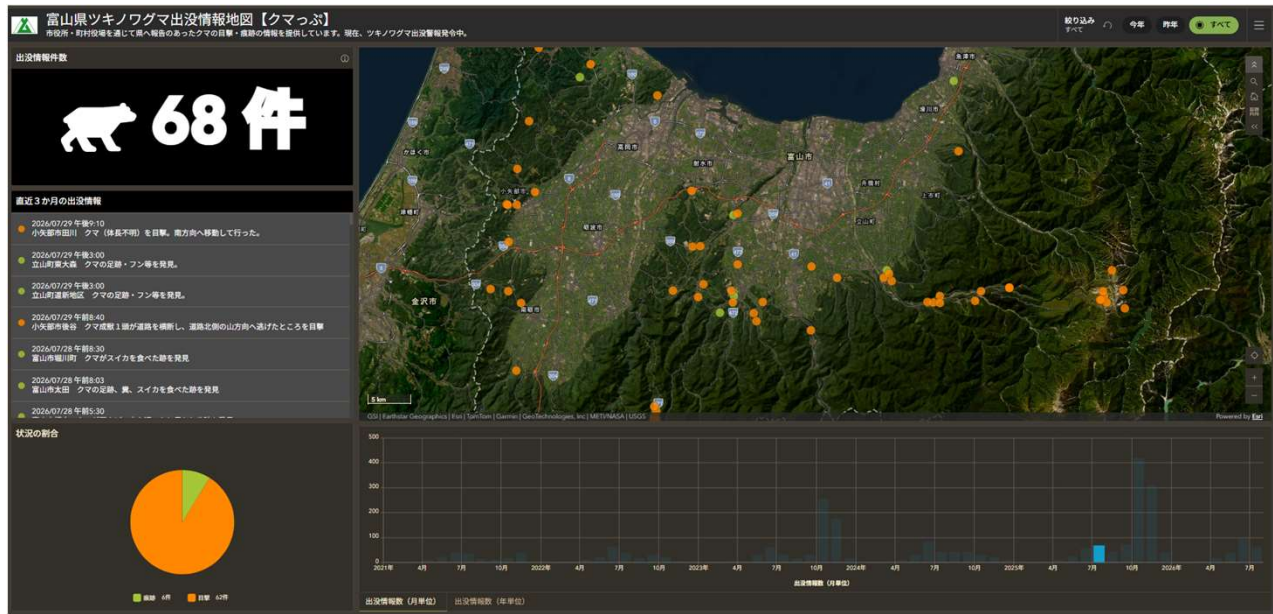
6 柿の木など果樹が実る木がある場合は、誘引物となるので早期に除去してください。

クマは過去の記憶を元に、何度も繰り返し接近します。地区や町内会、鳥獣害対策協議会など地域ぐるみで取り組むと、広い範囲で誘引物を無くすことができるので、是非、実行してください。

ツキノワグマの出没（目撃・痕跡）について

令和7年（7月）

- ・市街地と林縁部の境界付近での出没が多い



令和8年（7月）

- ・市街地での出没が多い

